

新旧対照表（主要部分のみ）

○八戸市一般廃棄物処理基本計画 第1章～第2章

旧（平成29年3月策定）	新												
<p>第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定と八戸市の概況 第1節 一般廃棄物処理基本計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 基本目標 前計画の「一般廃棄物処理基本計画」（平成24年3月策定）の基本方針を踏まえ、<u>さらに市民・事業者などと一層の連携を図るため「市民・事業者・市の協働による循環型社会の構築」</u>を基本目標に掲げます。</p> <p>5. 期間 計画期間は平成29年度を初年度として、平成38年度までの10年間とします。また、策定5年後の平成33年度を中間年度として、計画の評価・見直しを図ります。 また、各実施計画は毎年の評価・見直しを行いながら策定します。</p> <p style="text-align: center;">表1：基準年度と計画区分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>基準年度</td> <td>平成33年度 (策定5年後)</td> <td>平成38年度 (策定10年後)</td> </tr> <tr> <td>計画区分</td> <td>中間年度</td> <td>目標年度</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	基準年度	平成33年度 (策定5年後)	平成38年度 (策定10年後)	計画区分	中間年度	目標年度	<p>第1章 一般廃棄物処理基本計画の策定と八戸市の概況 第1節 一般廃棄物処理基本計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4. 基本目標 ※資料1 P7 前計画の「一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月策定）の基本方針を踏まえながら、<u>将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理の確保を図るため「安定した廃棄物処理システムの構築」</u>を基本目標に掲げます。</p> <p>5. 期間 ※資料1 P7 計画期間は令和4年度を初年度として、令和13年度までの10年間とします。また、策定5年後の令和8年度を中間年度として、計画の評価・見直しを図ります。 また、各実施計画は毎年の評価・見直しを行いながら策定します。</p> <p style="text-align: center;">表1：基準年度と計画区分</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>基準年度</td> <td>令和8年度 (策定5年後)</td> <td>令和13年度 (策定10年後)</td> </tr> <tr> <td>計画区分</td> <td>中間年度</td> <td>目標年度</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	基準年度	令和8年度 (策定5年後)	令和13年度 (策定10年後)	計画区分	中間年度	目標年度
基準年度	平成33年度 (策定5年後)	平成38年度 (策定10年後)											
計画区分	中間年度	目標年度											
基準年度	令和8年度 (策定5年後)	令和13年度 (策定10年後)											
計画区分	中間年度	目標年度											

旧 (平成29年3月策定)	新
<p>第2章 ごみ処理基本計画 第1節 計画策定の背景と改定の目的</p> <p>当市は、平成8年3月に「快適で安全なまちづくり」を基本目標とした、ごみ処理基本計画を策定しました。計画期間の満了に伴い、平成17年3月に新たなごみ処理基本計画を策定し、その後、平成24年3月には、循環型社会の構築に向けた法整備などの社会的状況の変化を踏まえ、「限りある資源を有効に利用する循環型社会へ」を基本目標とした、新たなごみ処理計画を策定し取り組んできました。</p> <p>現在、策定から5年を経過しようとしており、その間、国では、平成25年5月に第3次循環型社会形成推進基本計画を策定し、青森県では平成28年3月に第3次青森県循環型社会形成推進計画を策定しました。</p> <p>当市においては、平成25年3月に第2次八戸市環境基本計画を、平成27年9月には、第6次八戸市総合計画を策定したところであります。</p> <p>このような状況を踏まえ、八戸市におけるごみ処理の現状と課題を改めて明確化し、3Rの推進に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、ごみ処理基本計画を改定するものです。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 ごみ処理基本計画 第1節 計画策定の背景と改定の目的 ※資料1 P16</p> <p>当市は、平成8年3月に「快適で安全なまちづくり」を基本目標とした、ごみ処理基本計画を策定しました。計画期間の満了に伴い、平成17年3月に新たなごみ処理基本計画を策定し、平成24年3月の改定を経て、循環型社会の実現及び環境負荷の低減に努めるため、「市民・事業者・市の協働による循環型社会の構築」を基本目標とした、新たなごみ処理計画を平成29年3月に策定し取り組んできました。</p> <p>現在、策定から5年を経過しようとしており、その間、国では、平成30年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画を策定し、青森県では令和3年3月に第4次青森県循環型社会形成推進計画を策定しました。</p> <p>当市においては、平成30年3月に第2次八戸市環境基本計画を改定し、令和4年3月には第7次八戸市総合計画を策定することになっております。</p> <p>このような状況から、八戸市におけるごみ処理の現状と課題を改めて整理し、3Rの推進と安定したごみ処理システムの構築に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、ごみ処理基本計画を改定するものです。</p> <p>(略)</p>
<p>第2節 ごみ処理の現状</p> <p>(略)</p> <p>10. ごみ処理に係る施策の展開</p> <p>(略)</p> <p>表8の主な施策における実施状況は以下のとおりです。</p> <p>1) 排出抑制・再資源化</p> <p>(略)</p> <p>8. 電動式家庭用生ごみ処理機購入補助事業</p> <p>電動式生ごみ処理機購入費補助について、平成25年度から補助上限額をそれまでの10,000円から20,000円に引き上げ、さらに、複数の媒体を活用し頻度も高めて広報を行いました。結果、暫く一桁で推移していた補助基数が平成25年度には19基と大幅に増加しました。</p>	<p>第2節 ごみ処理の現状</p> <p>(略)</p> <p>10. ごみ処理に係る施策の現状</p> <p>(略)</p> <p>表8の主な施策における実施状況は以下のとおりです。</p> <p>1) 排出抑制・再資源化</p> <p>(略)</p> <p>⑧電動式家庭用生ごみ処理機購入補助事業 ※資料1 P26</p> <p>電動式生ごみ処理機購入費補助について、平成11年度から事業を開始し生ごみの減量化及び資源の再利用に対する市民の意識高揚を図ってきましたが、交付実績が年間10件程度に留まり、効果が限定的であることから、令和2年度で事業を終了しました。</p>

旧 (平成29年3月策定)	新
<p>9. 家庭系ごみの有料化</p> <p>市民がごみ処理に関するコスト意識を<u>もつことにより</u>、資源物の分別排出の促進、家庭におけるごみの発生・排出の抑制を図り、また、排出量に応じた公平な費用負担を確保することなどを目的に、平成13年6月から家庭ごみの有料化を実施しています。</p> <p><u>近年、取っ手付きごみ袋がほしいとの要望があり、導入検討に向けて希望する形状について、アンケート調査を実施しました。結果、現在使用している平袋を希望する方が多数を占めたことから、現状の平袋のみを継続して使用することとしました。ただし、今後の高齢化社会の進展を見据えて、結びやすさや持ち運びやすさ等の使いやすさに比重を置くことが重要であるため、今後も形状等について継続して検討していきます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>⑨家庭系ごみの有料化 ※資料1 P27</p> <p>市民がごみ処理に関するコスト意識を<u>持ち</u>、資源物の分別を促進し、家庭におけるごみ排出を抑制すること、また、排出量に応じた公平な費用負担とすることなどを目的として、平成13年6月から家庭ごみの有料化を実施し、<u>指定ごみ袋の交付時(販売時)にごみ処理手数料を徴収</u>しています。</p> <p><u>なお、令和3年度作成分の指定ごみ袋から、有料広告を導入するとともに、適正排出を促すため、デザインの見直しを行っております。</u></p> <p>(略)</p>
<p>18. コンポスト容器購入費補助事業</p> <p>生ごみや草、落葉等について家庭での自家処理を進め、ごみの減量化を図るため、コンポスト容器1基につき、購入金額の2分の1、上限3,000円の補助金を交付する事業を実施しています。</p> <p><u>平成26年度は102基、平成27年度は96基の補助を行いました。</u></p> <p>(略)</p>	<p>⑱コンポスト容器購入費補助事業 ※資料1 P28</p> <p>生ごみや草、落葉等について家庭での自家処理を進め、ごみの減量化を図るため、コンポスト容器1基につき、購入金額の2分の1、上限3,000円の補助金を交付する事業を実施しました。</p> <p><u>平成30年度は19件、令和元年度は27件、令和2年度は17件の交付実績に留まり、効果が限定的であることから、令和2年度で事業を終了しました。</u></p> <p>(略)</p>
<p>《新規》</p> <p>(略)</p>	<p>㉑八戸市3010運動推進店認定制度 ※資料1 P28</p> <p><u>まだ食べられるのに捨てられている食品ロスの削減に向け、平成29年4月より市内ホテル業事業者などとともに3010運動を推進することとし、同年8月より推進認定店制度を開始しました。推進認定店に登録した事業者にはポスター及びチラシ、利用者向け景品を無料配布しています。</u></p> <p>【登録事業者数】</p> <p><u>22事業者(令和3年8月末現在)</u></p> <p>(略)</p>

旧 (平成29年3月策定)	新
<p>3) 中間処理</p> <p>26. 可燃ごみの焼却処理 可燃ごみは、八戸清掃工場において焼却後、磁性物を回収。焼却灰は最終処分場で埋立処分を行っています。 焼却灰の一部は民間事業者へ委託してセメント原料化または熔融スラグ化により再資源化しています。 八戸清掃工場第二工場は、竣工後 35 年が経過しますが、第一工場での処理困難物（枝木等、布団）の安定処理のため必要不可欠な施設であり、平成 25 年度に基幹的設備改修工事を実施し、その後は、修繕による対応で 10 年間は延命化していく計画となりました。これまで実施してきた基幹的設備改修工事及び修繕対応により、安定した焼却処理が継続されています。 第一工場については、基幹的設備改修工事を実施しているほか、平成 23 年度から 2 ヶ年事業で中央制御システム更新と蒸気ライン改造を実施したことで、焼却量 1 t 当たりの発電量が、<u>101.4kwh/t (H23) から 140.9kwh/t (H27) へ上昇しました。</u></p> <p>27. 不燃・粗大ごみの破碎・選別処理 八戸リサイクルプラザにおいて破碎後、鉄、アルミを回収し、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は市最終処分場で埋立処分を行っています。</p>	<p>3) 中間処理</p> <p>27 可燃ごみの焼却処理 ※資料 1 P29 可燃ごみは、八戸清掃工場において焼却後、磁性物を回収。焼却灰は最終処分場で埋立処分を行っています。 焼却灰の一部は民間事業者へ委託してセメント原料化または熔融スラグ化により再資源化しています。 八戸清掃工場第一工場は供用開始から 25 年、第二工場は 40 年を過ぎており、ともに各種設備・機器の経年劣化が進行しているものの、安定した焼却処理が継続されています。しかし、第一工場は令和 6 年度を目標として平成 23～24 年度に基幹的設備改良工事を実施、第二工場は平成 23 年度に示された 10 年程度の延命方針（令和 3 年度まで）に基づいて整備を行っており、今後も長期的に運転を継続していくためには大規模な主要設備の更新を検討する必要があります。 また、第二工場は、ごみの発熱量が設計段階に比べて高くなったことにより、定格能力の約 7 割の処理能力での運転に留まっていますが、第一工場では処理できない布団や草木を処理していることから、安定した焼却処理のためには第一工場と第二工場どちらも不可欠な施設となっています。</p> <p>28 不燃・粗大ごみの破碎・選別処理 ※資料 1 P29 八戸リサイクルプラザにおいて破碎後、鉄、アルミを回収し、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は市最終処分場で埋立処分を行っています。 八戸リサイクルプラザは供用開始から 20 年を過ぎておりますが、搬入量に対して十分な処理能力を維持し、安定した処理が出来ている状況にあります。 しかし、主要設備の経年劣化が認められ、可燃残渣への不燃物混入、不燃残渣への可燃物混入といった事象も見られ、他施設への負荷増大や再資源化の阻害といった問題につながっています。</p>

旧（平成29年3月策定）

28. 資源物の選別処理

缶・びん・ペットボトルについては八戸リサイクルプラザにおいて種類ごとに選別し、鉄、アルミは再資源引取業者に売却しています。びん及びペットボトルは原則として容器包装リサイクル協会に再商品化を委託し、残渣は市最終処分場で埋立処分を行っています。

びん類は残渣の発生率が高いことから、回収率向上に向けて自動色選別機の更新のほか、手選別ラインの設置や色別の分別収集の実施等を検討しました。コストや回収見込等を総合的に判断して、平成 24 年度に自動色選別機の更新を行った結果、色識別の精度が上がったこと等により年間 400 t ほどの回収増が図られました。

(略)

35. ごみ処分手数料改定

八戸市一般廃棄物最終処分場の供用開始による応分のコスト負担と、他都市の処分手数料との均衡を図るため、平成 25 年度にごみの処分手数料の改定を行いました。

- ・八戸市一般廃棄物最終処分場
 - 事業系 300 円 (100kg 毎) → 100 円 (10 kg 毎)
 - 家庭系 150 円 (100kg 毎) → 50 円 (10 kg 毎)
 - ・八戸清掃工場・八戸リサイクルプラザ（中間処理施設）※50 kg 毎
 - 事業系可燃ごみ 400 円 → 450 円※
 - 家庭系可燃ごみ 130 円 → 150 円
 - 事業系不燃ごみ 200 円 → 450 円※
 - 家庭系不燃ごみ 70 円 → 150 円
- ※消費税改定により、平成 26 年度に事業系可燃ごみ、不燃ごみ共に 460 円に改定。

(略)

新

29 資源物の選別処理

※資料 1 P30

缶・びん・ペットボトルについては八戸リサイクルプラザにおいて種類ごとに選別し、鉄、アルミは再生資源引取業者に売却しています。びん及びペットボトルは原則として日本容器包装リサイクル協会等に再商品化を委託し、残渣は市最終処分場で埋立処分又は清掃工場で焼却処分を行っています。また、紙類については、八戸リサイクルプラザにおいて圧縮・梱包後、再生資源引取業者に売却しています。

いずれも搬入量に対して十分な処理能力を維持し、安定した処理が出来ている状況ですが、びん類については、回収時や選別時に割れてしまうものが多く見受けられ、色別に正しく分別されず、資源価値の低下や埋立量の増加等につながっています。

(略)

《削除》

(略)

旧 (平成29年3月策定)	新																																																																																										
<p>4) 最終処分</p> <p>38. 八戸市一般廃棄物最終処分場の適正管理 <u>新設した八戸市一般廃棄物最終処分場は平成 25 年 7 月から供用開始しました。</u> <u>また、八戸市一般廃棄物最終処分場及び天狗沢最終処分場からの放流水等について、毎年検査を実施しています。水質は法定基準項目について全て排水基準を満たしております。</u> <u>引き続き、八戸市一般廃棄物最終処分場及び天狗沢最終処分場について適正管理を行っていきます。</u></p>	<p>4) 最終処分</p> <p>38 八戸市一般廃棄物最終処分場の適正管理 ※資料1 P30 <u>平成 25 年竣工の八戸市一般廃棄物最終処分場は、供用開始から 9 年を経過し、埋立残余年数は 12~14 年間となっています。また、天狗沢最終処分場については平成 28 年 3 月末で埋立を停止し、閉鎖整備を進めています。</u> <u>各施設からの放流水等について、毎年検査を実施しており、水質は法定基準項目について全て排水基準を満たしております。</u></p>																																																																																										
<p>第3節 前計画期間におけるごみ処理の評価</p> <p>1. 目標値と実績値の比較 前計画では<u>平成28</u>年度を中間年度として数値目標を定めていましたが、今回の計画改定にあたり、前計画の年度推計の<u>平成27</u>年度分と実績値を比較し、検証を行いました。</p> <p style="text-align: center;">表9：前計画期間における数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成 27 年度 (実績値)</th> <th>平成 27 年度 (推計目標値)</th> <th>平成 28 年度 (中間年度)</th> <th>平成 33 年度 (目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">①排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量</td> </tr> <tr> <td>行政関与分のみ</td> <td>978g/人・日</td> <td>959g/人・日</td> <td>950g/人・日以下</td> <td>900g/人・日以下</td> </tr> <tr> <td>民間処理資源物を含む</td> <td>1,187g/人・日</td> <td>1,152g/人・日</td> <td>1,150g/人・日以下</td> <td>1,120g/人・日以下</td> </tr> <tr> <td colspan="5">②再資源化：リサイクル率</td> </tr> <tr> <td>行政関与分のみ</td> <td>13.8%</td> <td>16.6%</td> <td>17%達成</td> <td>20%達成</td> </tr> <tr> <td>民間処理資源物を含む</td> <td>28.5%</td> <td>29.8%</td> <td>30%達成</td> <td>35%達成</td> </tr> <tr> <td colspan="5">③最終処分：1人1日あたりの最終処分量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>110g/人・日</td> <td>112g/人・日</td> <td>110g/人・日以下</td> <td>100g/人・日以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成 27 年度 (実績値)	平成 27 年度 (推計目標値)	平成 28 年度 (中間年度)	平成 33 年度 (目標年度)	① 排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量					行政関与分のみ	978g/人・日	959g/人・日	950g/人・日以下	900g/人・日以下	民間処理資源物を含む	1,187g/人・日	1,152g/人・日	1,150g/人・日以下	1,120g/人・日以下	② 再資源化：リサイクル率					行政関与分のみ	13.8%	16.6%	17%達成	20%達成	民間処理資源物を含む	28.5%	29.8%	30%達成	35%達成	③ 最終処分：1人1日あたりの最終処分量						110g/人・日	112g/人・日	110g/人・日以下	100g/人・日以下	<p>第3節 前計画期間におけるごみ処理の評価</p> <p>1. 目標値と実績値の比較 ※資料1 P32 前計画では<u>令和3</u>年度を中間年度として数値目標を定めていましたが、今回の計画改定にあたり、前計画の年度推計の<u>令和2</u>年度分と実績値を比較し、検証を行いました。</p> <p style="text-align: center;">表9：前計画期間における数値目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和 2 年度 (実績値)</th> <th>令和 2 年度 (推計目標値)</th> <th>令和 3 年度 (中間年度)</th> <th>令和 8 年度 (目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">ア：排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量 (原単位)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>974g/人・日</td> <td>939g/人・日</td> <td>930g/人・日以下</td> <td>900g/人・日以下</td> </tr> <tr> <td>家庭系</td> <td>654g/人・日</td> <td>627g/人・日</td> <td>623g/人・日</td> <td>610g/人・日以下</td> </tr> <tr> <td>事業系</td> <td>320g/人・日</td> <td>312g/人・日</td> <td>307g/人・日</td> <td>290g/人・日以下</td> </tr> <tr> <td colspan="5">イ：再資源化：リサイクル率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12.7%</td> <td>16.4%</td> <td>17%達成</td> <td>20%達成</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ウ：最終処分：1人1日あたりの最終処分量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>107g/人・日</td> <td>100g/人・日</td> <td>100g/人・日以下</td> <td>90g/人・日以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	令和 2 年度 (実績値)	令和 2 年度 (推計目標値)	令和 3 年度 (中間年度)	令和 8 年度 (目標年度)	ア ：排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量 (原単位)						974g/人・日	939g/人・日	930g/人・日以下	900g/人・日以下	家庭系	654g/人・日	627g/人・日	623g/人・日	610g/人・日以下	事業系	320g/人・日	312g/人・日	307g/人・日	290g/人・日以下	イ ：再資源化：リサイクル率						12.7%	16.4%	17%達成	20%達成	ウ ：最終処分：1人1日あたりの最終処分量						107g/人・日	100g/人・日	100g/人・日以下	90g/人・日以下
項目	平成 27 年度 (実績値)	平成 27 年度 (推計目標値)	平成 28 年度 (中間年度)	平成 33 年度 (目標年度)																																																																																							
① 排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量																																																																																											
行政関与分のみ	978g/人・日	959g/人・日	950g/人・日以下	900g/人・日以下																																																																																							
民間処理資源物を含む	1,187g/人・日	1,152g/人・日	1,150g/人・日以下	1,120g/人・日以下																																																																																							
② 再資源化：リサイクル率																																																																																											
行政関与分のみ	13.8%	16.6%	17%達成	20%達成																																																																																							
民間処理資源物を含む	28.5%	29.8%	30%達成	35%達成																																																																																							
③ 最終処分：1人1日あたりの最終処分量																																																																																											
	110g/人・日	112g/人・日	110g/人・日以下	100g/人・日以下																																																																																							
項目	令和 2 年度 (実績値)	令和 2 年度 (推計目標値)	令和 3 年度 (中間年度)	令和 8 年度 (目標年度)																																																																																							
ア ：排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量 (原単位)																																																																																											
	974g/人・日	939g/人・日	930g/人・日以下	900g/人・日以下																																																																																							
家庭系	654g/人・日	627g/人・日	623g/人・日	610g/人・日以下																																																																																							
事業系	320g/人・日	312g/人・日	307g/人・日	290g/人・日以下																																																																																							
イ ：再資源化：リサイクル率																																																																																											
	12.7%	16.4%	17%達成	20%達成																																																																																							
ウ ：最終処分：1人1日あたりの最終処分量																																																																																											
	107g/人・日	100g/人・日	100g/人・日以下	90g/人・日以下																																																																																							

旧（平成29年3月策定）

① 排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
行政関与分	978g/人・日	959g/人・日	
民間処理資源を含む	1,187 g/人・日	1,152 g/人・日	

1人1日あたりのごみ排出量は、行政関与分が978g/人・日で、推計値より19g/人・日多くなりました。また、民間処理資源物を含む値も1,187g/人・日となり35g/人・日多くなっています。

1人1日あたりのごみ排出量は推計値に届きませんでした。平成24・25年度に一時増加した後、平成26年度以降減少し、平成27年度は978g/人・日と過去約20年で最小となりました。

このことから、前計画の施策及び期間中に新たに始めた施策等の効果があったものと認識しております。

(図省略)

② 再資源化：リサイクル率

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
行政関与分	13.8%	16.6%	
民間処理資源を含む	28.5%	29.8%	

リサイクル率は、行政関与分が13.8%となり、推計値に2.8ポイント足りませんでした。また、民間処理資源物を含む値も28.5%となり1.3ポイント足りませんでした。

達成できなかった要因として、スーパーの紙資源の店頭回収など、市が把握する民間処理資源物量に反映されない民間主導による再資源化が活発に行われていることが考えられます。

再資源化について「新たな分別収集品目」として、平成25年度から、使用済み小型家電の拠点回収及び不燃物中からのピックアップ回収を実施し、平成25年度16.2t、平成26年度35.6t、平成27年度48.8tを資源化することができました。

新

(1) 排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量 ※資料1 P33

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
合計	974g/人・日	939g/人・日	
家庭系	654g/人・日	627g/人・日	
事業系	320g/人・日	312g/人・日	

1人1日あたりのごみ排出量は、令和2年度の実績値が家庭系と事業系を合わせて974g/人・日で、推計目標値より35g/人・日多くなりました。内訳を見ると、家庭系では27g/人・日、事業系では8g/人・日、実績値が推計目標値を上回っています。

図20に家庭系と事業系それぞれの人1日あたりのごみ排出量の推移を示しております。事業系ごみは微減傾向ですが、家庭系ごみは平成30年度から上昇に転じ、目標値との乖離が進んでおります。

搬入区分別に分析すると、家庭系ごみでは、ごみ集積所から収集されるごみは減少傾向にありますが、廃棄物処理場へ直接搬入されているごみが増加傾向にあります。このことは、引越しや家財処分等により排出されたごみが増加していることを示しております。特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、家に籠って片付けをした家庭が多くなり、家庭ごみの増加傾向が進んだものと考えられます。

(図省略)

(2) 再資源化：リサイクル率 ※資料1 P34

	【実績値】	【推計目標値】	未達成
	12.7%	16.4%	

リサイクル率は、実績値が12.7%となり、推計値に3.7ポイント足りませんでした。

達成できなかった要因として、スーパーマーケットにおける紙資源の店頭回収などの民間主導による再資源化が活発に行われ、集積所への排出が減っていることが考えられます。

こうした民間事業者による回収が増加している影響からか、全国的にも行政関与分のリサイクル率は減少傾向にあります。

旧（平成29年3月策定）

③ 最終処分：1人1日あたりの最終処分量

【実績値】	【推計目標値】	達成
110g/人・日	112g/人・日	

1人1日あたりの最終処分量は、行政関与分が110g/人・日で、推計値より2g/人・日下回りました。

達成した要因として、リサイクルプラザで発生する不燃残渣の焼却処理や事業系不燃物が減少していることが考えられます。

新

③ 最終処分：1人1日あたりの最終処分量 ※資料1 P34

【実績値】	【推計目標値】	未達成
107g/人・日	100g/人・日	

1人1日あたりの最終処分量は、107g/人・日で、推計値より7g/人・日下回りました。

全体としては横ばい傾向ですが、清掃工場の焼却灰は減少し、リサイクルプラザで発生する不燃残渣は増加する傾向にあります。

旧 (平成29年3月策定)	新
<p>2. 課題の抽出 数値目標及び施策の検証から、当市における課題を抽出しました。</p> <p><u>1) 排出抑制</u> 家庭系ごみについては、<u>排出原単位が全国平均を下回っているもの</u>の可燃ごみで大きな割合を占める「生ごみ」等のごみのよりいっそうの減量が求められるところであり、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる資源ごみの分別徹底等が必要となります。 事業系ごみについては、<u>排出原単位が全国平均を大きく上回っており</u>、今後、減量に向けた施策を強く推進していく必要があります。 <u>紙や枝木などの再資源化できるもの等の民間の再資源化施設への誘導や、より効果のある排出抑制策が求められます。</u></p> <p><u>2) 収集・運搬</u> 収集運搬については、集積所収集への集約を進めていますが、<u>要望により新しい集積所が設置されるなど集積所は増加傾向にあることから</u>、収集体制の効率化を図る必要があります。</p> <p><u>3) 中間処理</u> 中間処理については、処理工程やコスト面などを勘案した新たな分別品目の追加や、設備更新等による安定した中間処理体制の構築を検討しなければなりません。 <u>また民間の再資源化施設の活用も必要となります。</u></p>	<p>2. 課題の抽出 ※資料1 P35 数値目標及び施策の検証から、当市における課題を抽出しました。</p> <p><u>1) 排出抑制</u> 家庭系ごみについては、<u>1人1日あたりのごみ排出量が目標を大きく下回り、近年は増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症という特殊事情がありますが</u>、可燃ごみで大きな割合を占める「生ごみ」等の一層の減量が求められるところであり、可燃ごみ・不燃ごみに含まれる資源ごみの分別徹底等が必要となります。 事業系ごみについては、<u>1人1日あたりのごみ排出量が目標を上回っており</u>、今後も、減量に向けた施策を強く推進していく必要があります。<u>前計画では、事業系の生ごみについて民間の堆肥化施設への誘導を進めるとしておりましたが、市内の堆肥化施設が事業を中止したため、これに代わる新たなごみ減量対策を求められています。</u></p> <p><u>2) 収集・運搬</u> 収集運搬については、集積所収集への集約を進めていますが、<u>近年、アパート等の増加により、町内会に加入していない貸家等の住民と町内会に加入している世帯との間で、ごみ集積所の管理をめぐり、費用負担等の問題に関する相談が多く寄せられています。このような問題の解決策として、貸家専用の集積所を設ける例が多くなるなど、集積所は増加傾向にあるため、収集体制の効率化と相反する状況となっています。</u> <u>また、集積所の管理は、町内会等利用する住民に委ねておりますが、高齢化の進展により、地域住民のみで維持することができなくなることが懸念されます。</u> <u>全ての住民が円滑にごみを排出できるよう配慮しながら、確実な収集体制を築いていくことが求められます。</u></p> <p><u>3) 中間処理</u> <u>焼却施設の平均供用年数は30.5年ですが、八戸清掃工場第一工場は間もなく竣工から30年を迎えます。第二工場は新耐震基準適用前の建築物のため耐震診断を実施しておらず、竣工から40年を迎え、老朽化が進んでいます。また、第二工場では、ごみの発熱量が設計段階と比べて高くなったこ</u></p>

旧（平成29年3月策定）	新
<p data-bbox="152 560 320 587"><u>4) 最終処分</u></p> <p data-bbox="174 598 1099 667"><u>最終処分については、処分場の埋立量の減量化及び、周辺環境に十分に配慮した適正な管理・運営が求められます。</u></p> <p data-bbox="174 675 1099 743"><u>また、焼却残渣などの中間処理残渣を資源化し、埋立量の削減並びにリサイクル率の向上を図る必要があります。</u></p> <p data-bbox="152 895 376 922"><u>5) ごみ処理経費</u></p> <p data-bbox="174 933 1099 1002">八戸市では、資源物の分別排出の促進、ごみの排出抑制を目的に、家庭ごみの有料収集を行っております。</p> <p data-bbox="174 1010 1099 1115">しかしながら、ごみの処理には多額の費用を要することから、経費削減に向けての収集体制の効率化や、ごみ処理施設の適正な管理・運営に努める必要があります。</p> <p data-bbox="566 1275 678 1302"><u>《新規》</u></p>	<p data-bbox="1193 180 2085 207"><u>とにより、処理能力が定格の7割にとどまっています。</u></p> <p data-bbox="1167 215 2085 284"><u>なお、第二工場では第一工場で処理できない大きなごみを焼却していることから、第二工場が停止した場合、この処理ができなくなります。</u></p> <p data-bbox="1167 292 2085 360"><u>ごみ処理施設の整備期間は、整備の決定から一般的に10年から15年を要するため、これらの施設整備の方針検討は喫緊の課題となっています。</u></p> <p data-bbox="1167 368 2085 474"><u>安定したごみ処理を継続するため、新たな分別品目の追加や民間処理施設の活用等も視野に入れながら、処理工程やコスト面などを勘案し、設備更新等による安定した中間処理体制の構築を検討しなければなりません。</u></p> <p data-bbox="1435 523 1619 550">※資料1 P36</p> <p data-bbox="1137 560 1305 587"><u>4) 最終処分</u></p> <p data-bbox="1167 598 2085 743"><u>八戸市一般廃棄物最終処分場は、埋立残余年数が12～14年間であり、安定した処理を続けていますが、財政負担平準化の観点から、最終処分場の埋立完了時期が中間処理施設の更新時期と重なることがないよう検討が必要です。</u></p> <p data-bbox="1167 751 2085 857"><u>最終処分については、処分場の埋立量の減量化、リサイクル率の向上及び延命化のため、焼却残渣などの資源化や民間処理施設の活用可能性の検討も必要です。</u></p> <p data-bbox="1137 900 1361 927"><u>5) ごみ処理経費</u></p> <p data-bbox="1167 938 2085 1007">八戸市では、資源物の分別排出の促進、ごみの排出抑制を目的に、家庭ごみの有料収集を行っております。</p> <p data-bbox="1167 1015 2085 1120"><u>しかしながら、ごみの処理には多額の費用を要することから、更なる収入増加策について検討しながら、経費削減に向けての収集体制の効率化や、ごみ処理施設の適正な管理・運営に努める必要があります。</u></p> <p data-bbox="1137 1166 1559 1193"><u>6) 目標値とすべき指標の考え方</u></p> <p data-bbox="1167 1204 2085 1426"><u>環境省が全国から集計しているごみ総排出量の定義は、「計画収集量」（自治体が収集するごみの量）と「直接搬入量」（処理施設に直接搬入されたごみの量）と「集団回収量」（リサイクルパートナーが回収した資源物の量）の合計です。この中には、資源物や廃食用油など、市民やリサイクルパートナーが可燃ごみや不燃ごみとは分別し、資源として回収されたものが含まれています。</u></p>

旧（平成29年3月策定）	新
	<p><u>前計画の目標値の指標の一つである「1人1日あたりのごみ排出量」は、これらの資源を含んだごみの総排出量を人口と日数で割ることで算出されたものです。つまり、ごみ排出量を削減しようと資源を分別している市民の努力が反映されていないと言えます。</u></p> <p><u>また、事業系ごみについても「1人1日あたりのごみ排出量」として、事業系ごみ排出量を人口と日数で割った数値を用いていますが、事業系のごみは人口の増減とは相関関係がなく、本市のように産業が集積している都市においては、事業系ごみの総量が多くなるため、人口で割った1人あたりの数値は、当然大きくなります。この数値を目標とすることが適切と言えるかどうか疑問であると考えられます。</u></p> <p><u>さらに、「リサイクル率」については、行政関与分のみを捉えた数値であり、近年増加している民間事業者による店頭回収活動を反映した指標になっていません。</u></p> <p><u>これらの数値は、国や県で集計し比較のために必要なものではありませんが、本計画においては、市民や事業所が分別した努力の成果が見える形で指標を定め、目標とすることが必要です。</u></p>

旧 (平成29年3月策定)	新
<p>第4節 <u>基本計画</u></p> <p>1. 基本方針</p> <p>我が国では、<u>これまで3Rの取り組みの推進、各個別リサイクル法の整備により、国民の意識の向上等が図られるなど、「循環型社会の形成」に向け順調に推移しています。</u></p> <p>青森県においても、地域性を生かした「<u>循環型社会の形成</u>」を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進しています。</p> <p>当市においても各種施策を推進していく<u>なか</u>で、平成<u>27</u>年度には市民1人1日あたりのごみ排出量が<u>978g</u>まで減量されるなど、一定の成果を挙げてきたところではありますが、全国平均には及ばず、<u>リサイクル率についても低下傾向にある中、今後、より一層の徹底した減量化、資源循環への取り組みが必要となります。</u></p> <p>以上のことを踏まえ、<u>市・市民・事業者が一層連携し、3Rをより積極的に実施することとします。</u></p> <p>2. 計画の数値目標</p> <p>一般廃棄物については、まずは排出抑制を最優先に検討し、次いで再利用・再生利用・熱回収の順に循環的利用を行い、循環的利用が行われないものについては適正な処分をすることが必要です。</p> <p>計画改定にあたり、国・県などの目標を踏まえ、当市の現状に即した<u>新たな数値目標として</u>、排出抑制・再資源化・最終処分の3項目について、表10のとおり定めます。</p>	<p>第4節 <u>基本方針及び目標</u> ※資料1 P37</p> <p>1. 基本方針</p> <p>我が国では、<u>ごみの減量化及び循環型社会の形成のため、これまで各個別リサイクル法を整備し、3Rの推進、国民の意識の向上等を図ってきました。</u></p> <p>青森県においても、地域性を生かした循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的に推進しています。</p> <p>当市においても各種施策を推進していく<u>中</u>で、平成<u>30</u>年度には市民1人1日あたりのごみ排出量が<u>965g</u>まで減量されるなど一定の成果を挙げてきたところではありますが、全国平均には及ばず、<u>令和元年度以降は再び増加しております。このほか、リサイクル率についても低下傾向にあります。</u></p> <p><u>一方で、中間処理施設の老朽化が進み、最終処分場の埋立完了時期が迫る中、安定したごみ処理システムの構築が喫緊の課題となっています。</u></p> <p><u>また、近年、まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」が日本国民1人1日あたり茶碗約1杯分(約130g)発生していると言われており、国では、令和元年に食品ロスの削減の推進に関する法律を制定し、市町村において「食品ロス削減推進計画」の策定に努めるよう定めています。県や当市における調査から、当市においても相当程度の「食品ロス」が発生していることが伺われ、今後重点的に取り組むべき課題と言えます。</u></p> <p>以上のことを踏まえ、<u>ごみの減量化、3Rの推進及び安定したごみ処理システムの構築を基本方針とし、施策を展開することとします。なお、「食品ロス」対策については、第6節において各施策の中で記述するとともに、第7節に食品ロス削減推進計画として基本的な方向と、各主体の具体的な取組みを示します。</u></p> <p>2. 計画の数値目標</p> <p>一般廃棄物については、まずは排出抑制を最優先に検討し、次いで再利用・再生利用・熱回収の順に循環的利用を行い、循環的利用が行われないものについては適正な処分をすることが必要です。</p> <p>計画改定にあたり、国・県などの目標を<u>参考としながらも、前節で抽出された課題に対応するため、ごみ排出量とリサイクル率について</u>、当市の現状に即して<u>新たな指標を</u>数値目標とし、排出抑制・再資源化・最終処分の3項目について、表10のとおり定めます。</p>

旧（平成29年3月策定）	新
<p><u>ア. 排出抑制</u> <u>1人1日あたりのごみ排出量を平成38年度までに900g/人・日以下に抑制します。</u></p> <p><u>イ. 再資源化</u> <u>リサイクル率は平成38年度までに20%を達成します。</u></p> <p><u>ウ. 最終処分</u> 1人1日あたりのごみ排出量を<u>最終処分量を90g/人・日以下に抑制</u>します。</p>	<p><u>(1) 排出抑制</u> <u>家庭系ごみは、市民が分別した努力がごみの減量に反映されるよう、資源物を除いた値とします。また、事業系ごみは、人口で割った1人あたりの数値ではなく、年間のごみ排出量総量の減量を目指します。いずれも行政回収分とします。</u></p> <p><u>(2) 再資源化</u> <u>前計画と同じくリサイクル率を指標としますが、近年増加している民間事業者による回収分が反映されるよう、行政回収分と民間回収分を合わせた値を目標とします。ただし、現在把握している民間回収分は、市の許可業者が回収した分のみであり、その他の業者による回収分が含まれませんので、把握する方法については、今後調査研究に努めます。</u></p> <p style="text-align: center;"><i>※資料1 P38</i></p> <p><u>(3) 最終処分</u> <u>最終処分量については、前計画に引き続き、1人1日あたりの量を目標とします。</u></p> <p><u>なお、前計画で用いていた指標である、1人1日あたりのごみ排出量や行政回収分のリサイクル率については、参考指標として掲載します。</u></p>

旧（平成29年3月策定）

表10：数値目標

項目	平成27年度 (現状)	平成33年度 (中間年度)	平成38年度 (目標年度)
<u>ア：排出抑制：1人1日あたりのごみ排出量（原単位）</u>			
	<u>978g/人・日</u>	<u>930g/人・日以下</u>	<u>900g/人・日以下</u>
家庭系	<u>646g/人・日</u>	<u>623g/人・日</u>	<u>610g/人・日以下</u>
事業系	<u>332g/人・日</u>	<u>307g/人・日</u>	<u>290g/人・日以下</u>
<u>イ：再資源化：リサイクル率</u>			
	<u>13.8%</u>	<u>17%達成</u>	<u>20%達成</u>
<u>ウ：最終処分：1人1日あたりの最終処分量</u>			
	<u>110g/人・日</u>	<u>100g/人・日以下</u>	<u>90g/人・日以下</u>

(略)

《第6節から繰上げ》

(略)

新

表10：数値目標

※資料1 P38

項目	令和2年度 (現状)	令和8年度 (中間年度)	令和13年度 (目標年度)
<u>(1) 排出抑制</u>			
<u>①1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）</u>	<u>562g/人・日</u>	<u>544g/人・日以下</u>	<u>537g/人・日以下</u>
<u>②年間事業系ごみ排出量</u>	<u>26,458t</u>	<u>22,126t (16.4%減)</u>	<u>18,311t (30.8%減)</u>
<u>(2) 再資源化</u>			
<u>③リサイクル率（行政回収分+民間回収分）</u>	<u>30.8%</u>	<u>33.9%達成</u>	<u>37.7%達成</u>
<u>(3) 最終処分</u>			
<u>④1人1日あたりの最終処分量</u>	<u>107g/人・日</u>	<u>104g/人・日以下</u>	<u>101g/人・日以下</u>

＜参考＞ 国・県との比較（令和元年度実績） 単位：g/人・日

項目	八戸市	青森県	全国
<u>1人1日あたりのごみ排出量</u>	<u>976</u>	<u>1,003</u>	<u>918</u>
家庭系	<u>647</u>	<u>682</u>	<u>638</u>
事業系	<u>329</u>	<u>321</u>	<u>280</u>

＜関連目標＞ 食品ロスの削減の推進に関する目標

目標（令和12年度）	基準値 (令和元年度)
<u>市内の一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれる未使用食品と食べ残しの割合を令和元年度比の50%とする。</u>	<u>18.6%</u>
<u>食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合を80%とする。</u>	<u>二</u>

(略)

第5節 ごみ処理の実施に関する基本事項

※資料1 P42

(略)

旧 (平成29年3月策定)	新
<p><u>第5節</u> 施策の展開</p> <p>(略)</p> <p>2. 施策の体系</p> <p>(略)</p> <p><u>1)</u> 市民との連携</p> <p><u>①</u> 広報活動の充実</p> <p>(略)</p> <p><u>c.</u> 環境展の開催 <u>環境意識啓発を目的に環境展を開催します。</u></p> <p><u>d.</u> ごみ減量キャンペーンによる啓発の実施 <u>10月を3R推進月間として、市内の公民館等の複数会場で家庭ごみの減量講座を開催するほか、啓発チラシの配布、啓発パネルの展示、<u>市内放送の実施</u>、民間店舗等と連携して周知するなど、集中的な啓発を行います。</u></p> <p><u>③</u> 家庭の生ごみ減量の推進</p> <p>(略)</p> <p><u>a.</u> <u>電動式生ごみ処理機及びコンポスト容器購入費補助金</u> <u>家庭での生ごみ減量に向けて、購入費補助制度により電動式生ごみ処理機やコンポスト容器の普及を図ります。</u></p> <p><u>b.</u> 食品ロスの削減 食べ残しや期限切れ食品の廃棄といった食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。</p> <p>(略)</p>	<p><u>第6節</u> 施策の展開</p> <p>(略)</p> <p>2. 施策の体系</p> <p>(略)</p> <p><u>(1)</u> 市民との連携</p> <p><u>①</u> 広報活動の充実</p> <p>※資料1 P46 (略) <u>《削除》</u></p> <p><u>c.</u> ごみ減量キャンペーンによる啓発の実施 <u>経済産業省等が定めた「3R推進月間」である10月を「ごみ減量キャンペーン」と銘打ち、啓発パネルの展示、<u>リーフレットや啓発物品等の配布、ポスターの掲示</u>、民間店舗等と連携して周知するなど、集中的な啓発を行います。</u> <u>その他、焦点を絞ったテーマを設定し、外部講師等によるごみ減量講座やイベント等を開催し、市民が共に考え、積極的に実践したくなるごみの減量アイデア普及に努めます。</u></p> <p><u>③</u> 家庭の生ごみ減量の推進</p> <p>(略)</p> <p><u>a.</u> 食品ロスの削減</p> <p>※資料1 P47 <u>次節の食品ロス削減推進計画に基づき、</u>食べ残しや期限切れ食品の廃棄といった食品ロスの削減に向けた取り組みを推進します。</p> <p>(略)</p>

旧 (平成29年3月策定)	新
<p>2) 事業者との連携</p> <p>①事業者へのごみ減量・分別の指導啓発 (略)</p> <p>b. 産業廃棄物の適正排出 清掃工場、リサイクルプラザ及び最終処分場<u>に産業廃棄物が搬入されないよう</u>、指導を徹底します。</p> <p style="text-align: right;">□新規□</p> <p>②事業者の実態把握 (略)</p> <p>a. アンケート調査等による実態把握 市内事業者へのごみ減量に関するアンケート調査等<u>により</u>、事業者<u>における</u>処理の適正度や廃棄物の組成等について情報を取得します。</p> <p>③店頭回収等の協力要請 (略)</p> <p style="text-align: right;">《新規》</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 事業者との連携</p> <p>①事業者へのごみ減量・分別の指導啓発 ※資料1 P48 (略)</p> <p>拡充</p> <p>b. 産業廃棄物の適正排出<u>及び分別指導</u> 清掃工場、リサイクルプラザ及び最終処分場<u>への産業廃棄物の搬入を防止し、資源物を適正に分別させるため</u>、指導を徹底します。 <u>特に清掃工場において、事業者から搬入される一般廃棄物の開放検査について、回数や日数を増やすなど、検査の充実に努めます。</u></p> <p>新規</p> <p>c. <u>食品ロスの削減</u> <u>次節の食品ロス削減推進計画に基づき、各事業者がそれぞれの役割を理解し、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に取り組めるよう、普及啓発に努めます。</u></p> <p>②事業者の実態把握 ※資料1 P49 (略)</p> <p>拡充</p> <p>a. アンケート調査<u>や意見交換会等</u>による実態把握 市内事業者へのごみ減量に関するアンケート調査<u>や意見交換会を開催するなど</u>、事業者<u>による</u>処理の適正度や廃棄物の組成等について情報を取得します。</p> <p>③店頭回収等の協力要請 ※資料1 P49 (略)</p> <p>拡充</p> <p>a. 有害ごみ回収協力店の継続 拠点回収の拡充や利用しやすい制度への改善を図ります。 <u>一般社団法人JBR Cが依頼している小型充電式電池の回収協力店とは一致していないことから、市民の利便性向上のため、回収場所の整合に努めます。</u></p> <p style="text-align: right;">(略)</p>

旧 (平成29年3月策定)	新
<p>⑤搬入規制の徹底</p> <p>(略)</p> <p>b. 廃プラスチックの搬入防止の徹底 廃プラスチックは産業廃棄物として処理をするよう、八戸清掃工場 で開放検査<u>などを行いながら</u>収集運搬許可業者や排出事業者への指 導を徹底します。</p> <p>(略)</p> <p>3) 処理システムの充実</p> <p>(略)</p> <p>③中間処理施設の適正管理</p> <p>(略)</p> <p><u>《新規》</u></p> <p>(略)</p> <p>④最終処分施設の適正管理</p> <p>(略)</p> <p><u>《新規》</u></p>	<p>⑤搬入規制の徹底 <i>※資料1 P50</i></p> <p>(略)</p> <p>拡充</p> <p>b. 廃プラスチックの搬入防止の徹底 廃プラスチックは産業廃棄物として処理をするよう、八戸清掃工 場での開放検査の<u>実施回数を増やし</u>、収集運搬許可業者や排出事業 者への指導を<u>強化</u>徹底します。</p> <p>(略)</p> <p>3) 処理システムの充実</p> <p>(略)</p> <p>③中間処理施設の適正管理 <i>※資料1 P52</i></p> <p>(略)</p> <p>新規</p> <p>i. <u>将来の施設整備方針の検討</u> <u>施設の老朽化が進んでいることから、今後も長期的に安定した運</u> <u>転を継続していくため、主要設備の更新や新しい施設整備などにつ</u> <u>いて検討します。</u></p> <p>(略)</p> <p>④最終処分施設の適正管理 <i>※資料1 P53</i></p> <p>(略)</p> <p>新規</p> <p>c. <u>将来の最終処分方法の検討</u> <u>八戸市一般廃棄物最終処分場の埋立残余年数が12~14年間であ</u> <u>り、新しい施設整備を検討する時期が到来しているため、民間事業者</u> <u>による最終処分も含め、中間処理施設の整備とともに、将来的に安定</u> <u>したごみ処理システムの構築について検討を進めます。</u></p>

旧（平成29年3月策定）	新
<p style="text-align: center;"><u>《新規》</u></p>	<p style="text-align: right;">※資料1 P53</p> <p><u>⑤ごみ処理広域化に関する検討</u></p> <p><u>ごみ処理の更なる広域化の可能性等について関係団体との話し合いを進めます。</u></p> <p><u>《主な取り組み》</u></p> <p><u>新規</u></p> <p><u>a. 周辺自治体との協議</u></p> <p><u>青森県で策定した第4次青森県循環型社会形成推進計画においては、三戸地区環境整備事務組合と八戸地域広域市町村圏事務組合を合わせ、新三八広域ブロックを形成し、持続可能なごみ処理体制について検討していくとされています。</u></p> <p><u>長期的視点から、広域化に関する検討は避けられないと考えられますので、関係自治体やその周辺の自治体と緊密に連携し、協議を重ねて参ります。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>《新規》</u></p>	<p><u>第7節 食品ロス削減推進計画</u> ※資料1 P55 <u>(略)</u></p>
<p><u>第7節</u> その他ごみの処理に関する必要な事項 (略)</p>	<p><u>第8節</u> その他ごみの処理に関する必要な事項 ※資料1 P60 (略)</p>